

「いわき市木づかい住宅ポイント事業」における市産木材の証明方法について

1 市産木材証明機関

市産木材の証明機関は次のとおりとする。

- (1) いわき地区の福島県木材協同組合連合会会員
 - ・ 福島県勿来地区木材製材協同組合
 - ・ いわき木材工業団地協同組合
 - ・ いわきプレカット協同組合
 - ・ 協同組合いわき材加工センター
- (2) いわき市森林組合
- (3) 福島県森林組合連合会いわき木材流通センター
- (4) 磐城林業協同組合
- (5) 株式会社平木材市場

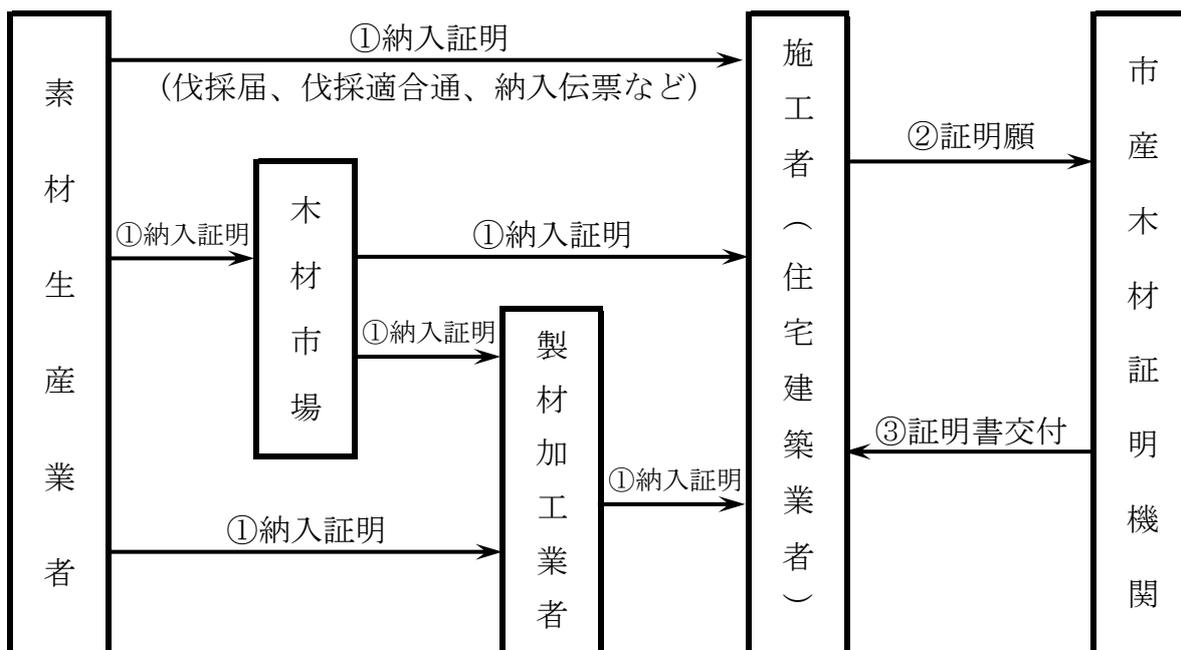
2 市産木材の定義

「いわき市産木材」とは、いわき市内の森林から生産され、かつ、いわき市内で製材・加工された木材をいう。

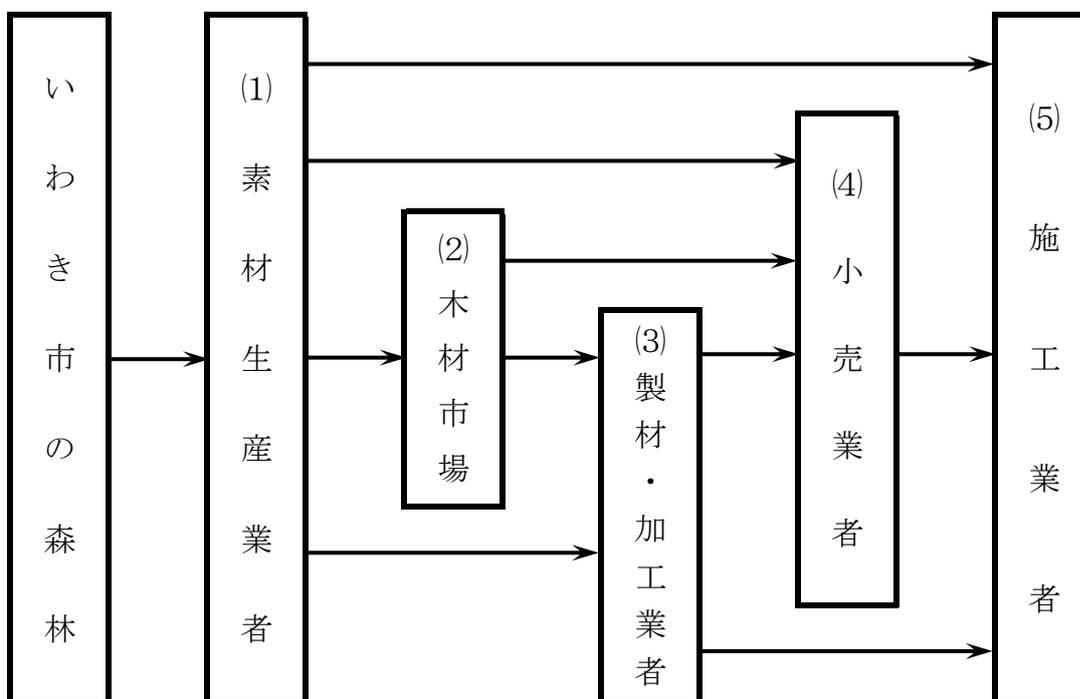
3 証明方法

- (1) 施工者は、「いわき市産木材証明願」に必要事項を記載し（裏面の「様式2別紙」も含む）、素材供給者まで遡った納入証明（伐採届、伐採適合通知、納入伝票（市産木材であることが明記されているもの）、認証材の場合は認証書の写しと認証材であることがわかる伝票）を添えて、市産木材証明機関に対し証明を依頼する。
- (2) 証明依頼を受けた市産木材証明機関は、添付された納入証明（伐採届、伐採適合通知、納入伝票（市産木材であることが明記されているもの）など）により、木材の産地がいわき市内であることが確認できた場合に限り、施工者に対し「いわき市産木材証明書」を発行する。
- (3) 「いわき市産木材証明書」の原本は施工者が保管するものとし、施工者は「いわき市産木材証明書」の写しをポイント申請者に提出するものとする。

4 市産木材の証明事務フロー



5 市産木材の一般的な流通フロー



- (1) 素材生産業者：森林組合、素材生産協会、その他
- (2) 木材市場：原木市場
- (3) 製材・加工業者：製材工場、丸棒加工場、その他
- (4) 小売業者：建材業者、問屋、木材センター、その他
- (5) 施工業者：住宅建築業者、その他